

令和6年12月23日 開会

令和6年第3回

枚方寝屋川消防組合議会

定例会議案書

枚方寝屋川消防組合

目 次

報告第4号	専決事項の報告について	・・・	1頁
	専決第6号 損害賠償の額を定めることについて	・・・	2頁
	専決第7号 損害賠償の額を定めることについて	・・・	4頁
認定第1号	令和5年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について	・・・	6頁
議案第7号	令和6年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第1号）	・・・	7頁
議案第8号	枚方寝屋川消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について	・・・	14頁

報告第 4 号

専決事項の報告について

次のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 6 年 12 月 23 日提出

枚方寝屋川消防組合
管 理 者 伏 見 隆

記

1	専決事項	損害賠償の額を定めることについて	2 件
---	------	------------------	-----

専決第 6 号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をする。

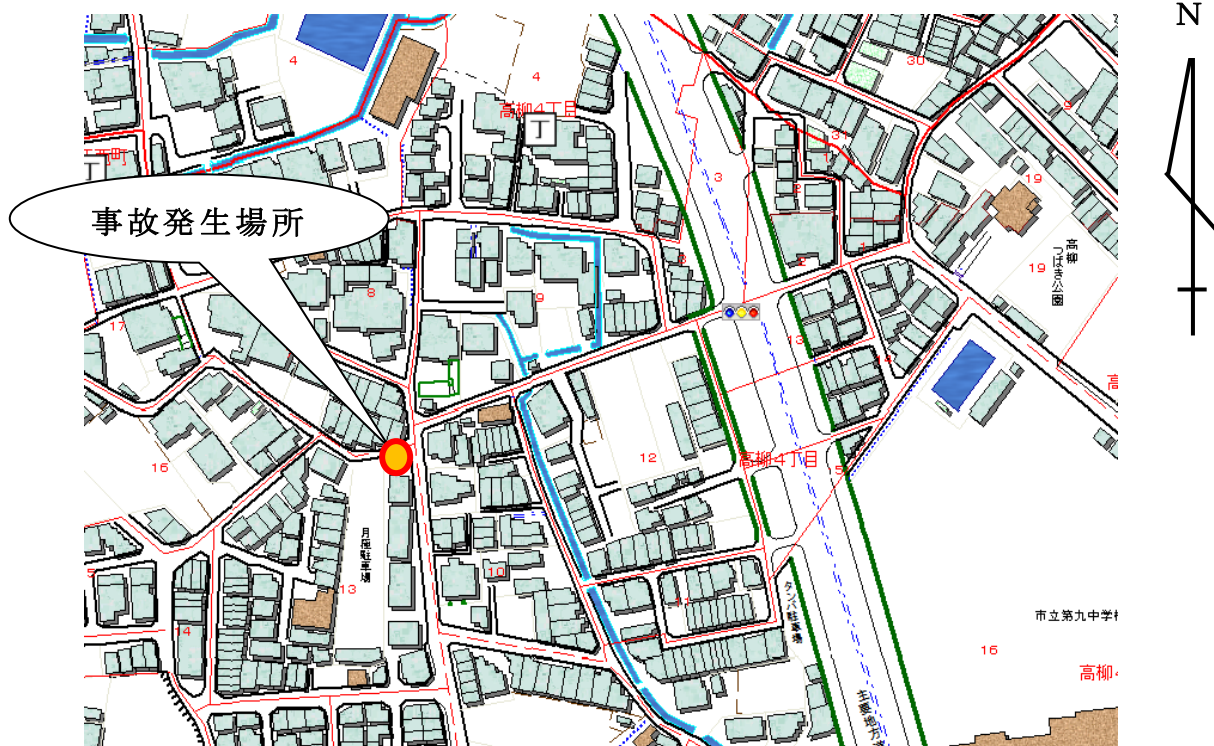
令和 6 年 9 月 3 日専決

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

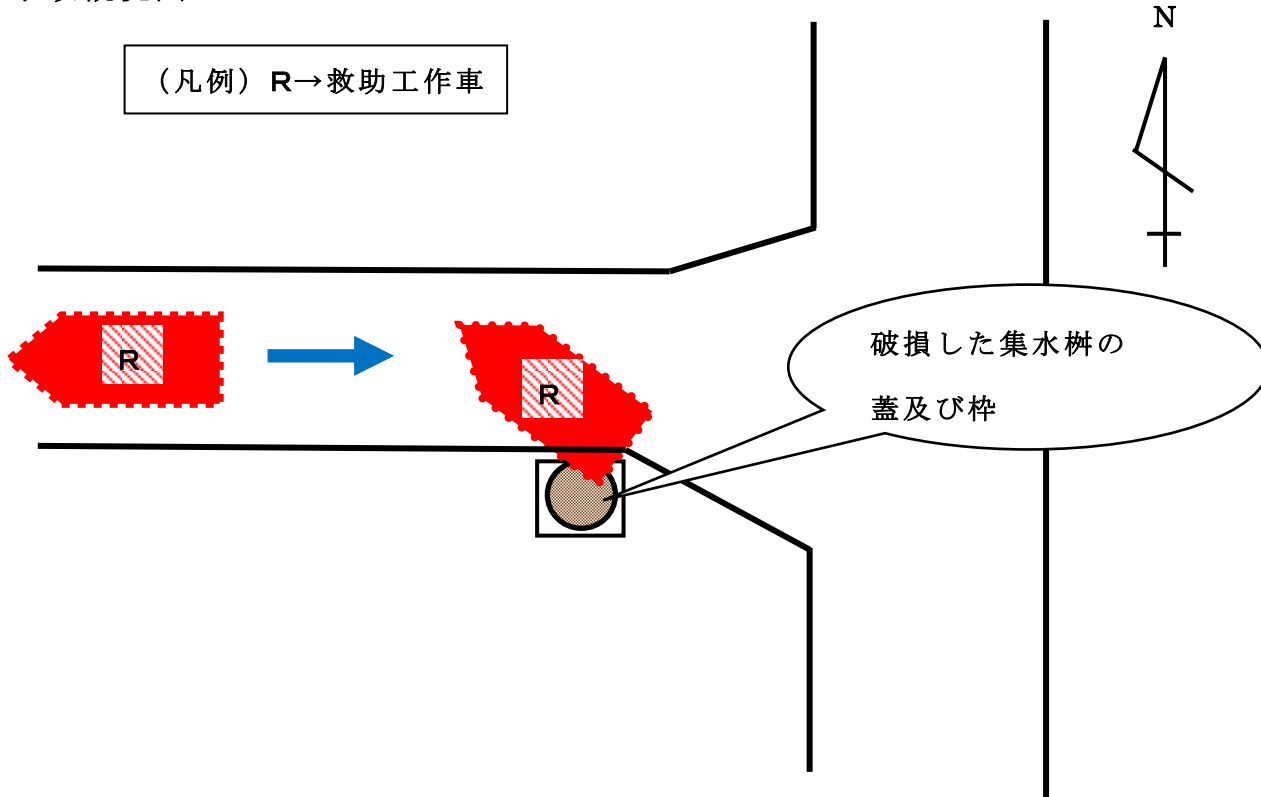
記

- 1 賠償の額 金 89,540 円
- 2 賠償の相手方 寝屋川市在住者
- 3 賠償事案の内容 令和 6 年 6 月 7 日（金）19 時 12 分覚知、一般建物火災に出動した寝屋川消防署本署配備の救助工作車が寝屋川市高柳 4 丁目付近にて帰署のため車両を後退させていたところ、市道と私有地の境界にある私有の集水枳の蓋及び枳を左後輪で踏み破損させたもの。
- 4 和解の内容
 - (1) 枚方寝屋川消防組合は、相手方に対し本件事故による賠償の額として金 89,540 円を支払う。
 - (2) 枚方寝屋川消防組合と相手方とは、本件事故に関し、一切異議、請求の申し立てをしない。

附近見取図



事故概況図



専決第 7 号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をする。

令和 6 年 9 月 5 日専決

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

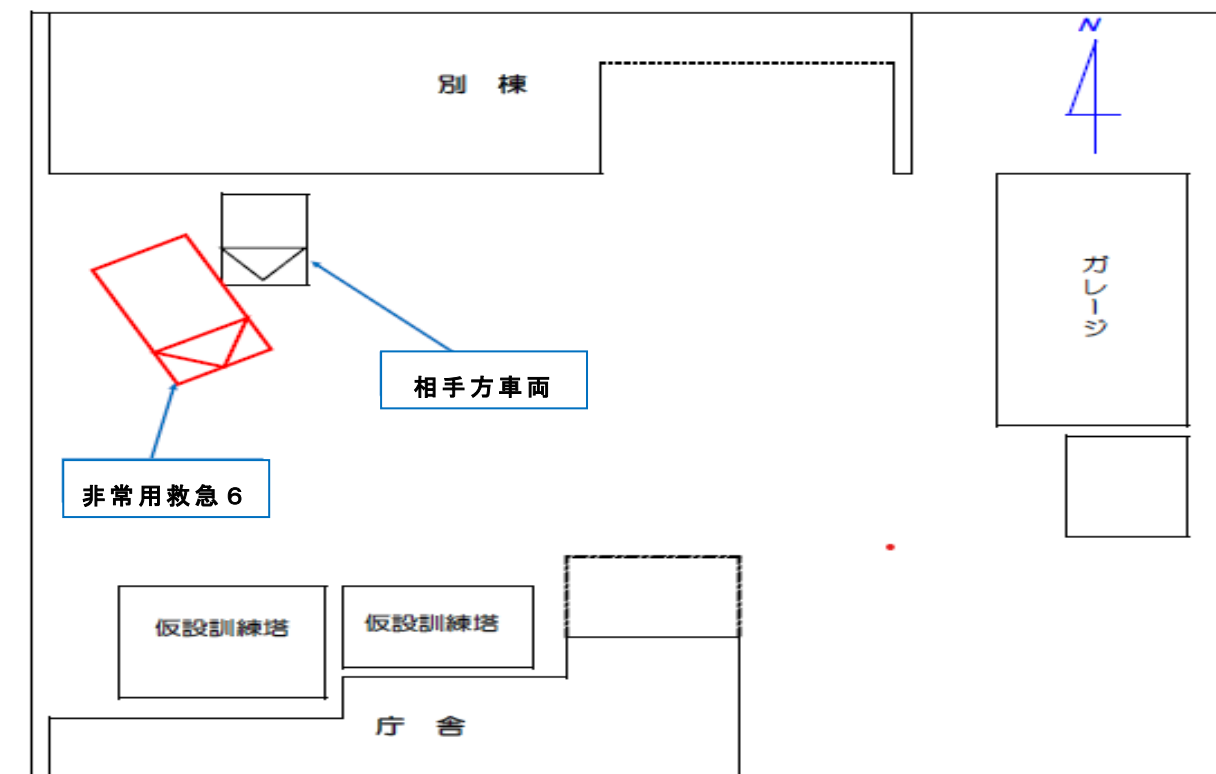
記

- 1 賠償の額 金 170,000 円
- 2 賠償の相手方 株式会社トヨタレンタリース新大阪
- 3 賠償事案の内容 令和 6 年 7 月 11 日（木）14 時 30 分頃、枚方消防署署庭において枚方消防署配備の非常用救急車を移動させようとした際に、非常用救急車の左側面が停車していた相手方車両フロントバンパーに接触し、損傷させたもの。
- 4 和解の内容
 - (1) 枚方寝屋川消防組合は、相手方に対し本件事故による賠償の額として金 170,000 円を支払う。
 - (2) 枚方寝屋川消防組合と相手方とは、本件事故に関し、一切異議、請求の申し立てをしない。

附近見取図



事故概況図



認定第 1 号

令和 5 年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 12 月 23 日 提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

議案第 7 号

令和 6 年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 1 号）

令和 6 年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年 12 月 23 日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

第1表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位:千円)

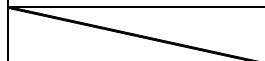
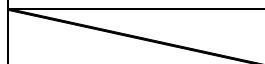
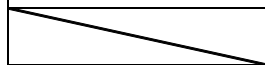
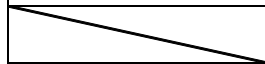
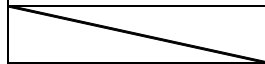
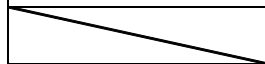
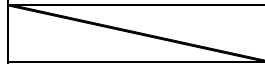
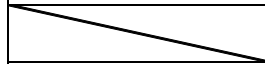
事 項	期 間	限 度 額
受付業務委託	令和6年度から令和7年度まで	45,440
庁舎清掃委託	令和6年度から令和7年度まで	23,820
産業廃棄物等処理業務委託	令和6年度から令和7年度まで	8,628
IP電話保守委託	令和6年度から令和7年度まで	1,254
建築物環境衛生管理委託	令和6年度から令和7年度まで	396
機械警備委託	令和6年度から令和8年度まで	792
ホームページ保守委託	令和6年度から令和7年度まで	171
救急資機材等保守委託	令和6年度から令和7年度まで	1,870
感染防止衣賃借(日勤救急隊)	令和6年度から令和8年度まで	147
防災気象情報使用料	令和6年度から令和7年度まで	3,960
119番多言語対応委託	令和6年度から令和7年度まで	132
救急資器材管理供給業務	令和6年度から令和8年度まで	46,232

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事 項		限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出（ 見 込 ） 額	
			期 間	金 額
受 付 業 務 委 託 (令和6年度設定分)	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	45,440		—
	補 正 後	45,440	—	—
庁 舎 清 掃 委 託 (令和6年度設定分)	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	23,820		—
	補 正 後	23,820	—	—
産 業 廃 棄 物 等 処 理 業 務 委 託 (令和6年度設定分)	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	8,628		—
	補 正 後	8,628	—	—
I P 電 話 保 守 委 託 (令和6年度設定分)	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	1,254		—
	補 正 後	1,254	—	—
建 築 物 環 境 衛 生 管 理 委 託 (令和6年度設定分)	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	396		—
	補 正 後	396	—	—
機 械 警 備 委 託 (令和6年度設定分)	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	792		—
	補 正 後	792	—	—
ホ ー ム ペ ー ジ 保 守 委 託 (令和6年度設定分)	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	171		—
	補 正 後	171	—	—
救 急 資 機 材 等 保 守 委 託 (令和6年度設定分)	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	1,870		—
	補 正 後	1,870	—	—

の につ い て の 前 年 度 末 ま で の 支 出 額
の 支 出 予 定 額 等 に 関 す る 調 書

(単位:千円)

当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
		国 府 支出金	地方債	その他	
—	—	—	—	—	—
	45,440	—	—	—	45,440
R7	45,440	—	—	—	45,440
—	—	—	—	—	—
	23,820	—	—	—	23,820
R7	23,820	—	—	—	23,820
—	—	—	—	—	—
	8,628	—	—	—	8,628
R7	8,628	—	—	—	8,628
—	—	—	—	—	—
	1,254	—	—	—	1,254
R7	1,254	—	—	—	1,254
—	—	—	—	—	—
	396	—	—	—	396
R7	396	—	—	—	396
—	—	—	—	—	—
	792	—	—	—	792
R7～R8	792	—	—	—	792
—	—	—	—	—	—
	171	—	—	—	171
R7	171	—	—	—	171
—	—	—	—	—	—
	1,870	—	—	—	1,870
R7	1,870	—	—	—	1,870

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事 項		限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出（ 見 込 ） 額	
			期 間	金 額
感 染 防 止 衣 賃 借（日勤救急隊） （令和6年度設定分）	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	147		—
	補 正 後	147	—	—
防 災 気 象 情 報 使 用 料 （令和6年度設定分）	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	3,960		—
	補 正 後	3,960	—	—
119 番 多 言 語 対 応 委 託 （令和6年度設定分）	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	132		—
	補 正 後	132	—	—
救 急 資 器 材 管 理 供 給 業 務 （令和6年度設定分）	補 正 前	—	—	—
	補 正 額	46,232		—
	補 正 後	46,232	—	—

の につ い て の 前 年 度 末 ま で の 支 出 額
の 支 出 予 定 額 等 に 関 す る 調 書

(単位:千円)

当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
		国 府 支出金	地方債	その他	
—	—	—	—	—	—
	147	—	—	—	147
R7～R8	147	—	—	—	147
—	—	—	—	—	—
	3,960	—	—	—	3,960
R7	3,960	—	—	—	3,960
—	—	—	—	—	—
	132	—	—	—	132
R7	132	—	—	—	132
—	—	—	—	—	—
	46,232	—	—	—	46,232
R7～R8	46,232	—	—	—	46,232

議案第 8 号

枚方寝屋川消防組合長期継続契約を締結することができる
契約を定める条例の制定について

次のとおり枚方寝屋川消防組合長期継続契約を締結することができる
契約を定める条例を制定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の
議決を求める。

令和 6 年12月23日提出

枚方寝屋川消防組合
管理者 伏見 隆

提案理由

長期継続契約を締結することができる契約について定めるため。

枚方寝屋川消防組合条例第 号

枚方寝屋川消防組合長期継続契約を締結することができる 契約を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の17の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 政令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事務機器その他の物品を借り入れる契約であって、その物品を欠くことで枚方寝屋川消防組合の事務に支障を及ぼし、かつ、その物品を必要とする期限を定めがたいもののうち、翌年度以降にわたって締結する必要があるもの
- (2) 施設の維持又は管理、ソフトウェアの利用その他の役務の提供を受ける契約であって、その役務の提供を欠くことで枚方寝屋川消防組合の事務に支障を及ぼし、かつ、その役務の提供を必要とする期限を定めがたいもののうち、翌年度以降にわたって締結する必要があるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

